

標 題：

1974年海上人命安全条約
改正第Ⅱ－2章、第18.7規則

NK テクニカル インフォメーション

No.108

平成4年10月28日

船主、造船所 各位

拝啓、貴社ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、1992年2月1日付で発効した標記改正規則により、塗料庫と可燃性液体収納庫には、主管庁の認める適当な消火設備の設置が要求されることは、先のテクニカル・インフォメーション(No. 104、平成4年1月31日付)でお知らせしたとおりですが、この度、各主管庁の取扱いを確認し、添付別紙のとおり「各国政府の取扱い(その2)」としてまとめましたのでお知らせ致します。

なお、フィリピン籍の現存船に対する要件は今回変更されており、また新船に対する要件については、同国政府の指示があり次第、お知らせ致します。

本件についてのお問い合わせは、新造船については本会機装部、既存船については検査技術部宛お願い致します。

以上

各国政府の取扱い（その２）

1992 年10月28日現在

国 名	新 船	現存船
バ ハ マ	固定式	固定式 (猶予期間は、次回SE検査時まで)
キ プ ロ ス	固定式	固定式 猶予期間（注１）
デ ン マ ー ク	固定式（注２）	固定式（注２）
ギ リ シ ャ	固定式	固定式 (タンカー等は、申請により猶予期間あり)
ホ ン コ ン	固定式	固定式（猶予期間は未定）
日 本	可搬式消火器	可搬式消火器
リ ベ リ ア 及び マーシャル諸島	1. 甲板床面積10m ² 以下は、1個の可搬式消火器(6.8kg CO ₂ あるいは 4.5kg粉末) 2. 甲板床面積10m ² を超える場合は、固定式（注３）	1. 甲板床面積10m ² 毎に1個の可搬式消火器 (6.8 kg CO ₂ あるいは 4.5kg粉末) 2. 甲板床面積20m ² を超える場合は、固定式（注３）
マ ル タ	固定式	固定式 猶予期間（注４）
ミ ャ ン マ ー	可搬式消火器	可搬式消火器
オ ラ ン ダ	固定式	固定式
パ ナ マ	可搬式消火器	可搬式消火器
フィリピン	未定	1. 甲板床面積20m ² 以下の場合は、1個の可搬式消火器 (6.8 kgCO ₂ あるいは4.5 kg粉末)(注５) 2. 甲板床面積20m ² を超える場合及び総トン数2万トン以上の引火性物質を運搬する船舶（油タンカー、ケミカルタンカー、ガスカリヤー等）は固定式（注３） 3. 猶予期間（注６）
シンガポール	固定式	固定式 猶予期間（注７）
バ ヌ ア ツ	固定式	固定式（注８）

注1：個船毎に承認

注2：以下のいずれかを設置し温度検知により作動するものであること。

(1)炭酸ガス消火装置

(2)泡消火装置

(3)水噴霧装置 但し、常時加圧型とし圧力低下警報装置を備えること。

また、いずれの装置の場合でも保護される区画内に煙探知器を備えること（本要件は当分の間要求されない）。

但し、当該消火装置の操作はローカルで可。

注3：以下のいずれかを設置

(1)炭酸ガス装置 : $0.4 \times V \div 0.56$ (kg) (V:塗料庫の容積 (m³))

(2)粉末装置 : $0.5 \times V$ (kg)

(3)加圧水噴霧装置 : $A \times 5 \ell / \text{min}$ (A:塗料庫の甲板床面積 (m²))

注4：可搬式消化器を備えることを条件に、次回船底検査またはSE検査までの猶予を個船毎に承認

注5：甲板床面積10m²以上20m²以下の場合は、可搬式消火器を入口近くで且つ入口から少なくとも2m離れた場所へ設置のこと。

注6：固定式を要求される場合の猶予期間は、次回船底検査あるいはSE更新検査までのいずれか早い時期まで（但し、その間は可搬式消火器を設置すること）

注7：可搬式消火器を備えることを条件に、遅くとも1994年7月1日までに固定式消火設備を設置のこと。

注8：1. 猶予期間は、可搬式消火器を備えることを条件に次回入渠まで個船毎に政府へ申請

2. 甲板床面積10m²以下の塗料庫等において居住区、A類機関区域あるいはガス危険区域に接していない場合は、可搬式消火器でよい。

備考：甲板床面積4 m²未満の場合は、固定式に替えて可搬式消火器でよいものとする。